

(別掲1) いじめ事案に対する組織的な対応の流れ

前提となる基本事項

『学校いじめ防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会（児童理解部会）との連携方法の確認・周知
- 児童、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断についての確認



予防

未然防止の取組

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・学習環境の整備 ・道徳教育・人権教育の充実 ・児童同士の絆づくり ・あいさつから始まる児童同士、児童と教職員の関係の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善 ・児童が主体的に行う活動や
体験活動の充実 |
|--|--|



見逃しのない
観察

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童、保護者、地域、その他の情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等



手遅れのない対応

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は表面的・形式的ではなく組織的に判断
- いじめを受けた児童と、加害を個別で聞き取り
- 丁寧な事実確認（双方の関係性・具体的な行動・思いなど）
- 聞き取った内容⇒時系列で事実関係を確認・記録して整理



心の通った
指導

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定 【認識の共有化・行動の一元化】

【児童への指導・支援】

- いじめを受けた児童は「絶対守る」「必ず守る」との学校の姿勢を示す
- 登下校・休憩時間・清掃時間等に隙間時間を作らず、被害児童を見守るとともに、必要に応じてSC・SSW、パトナ等との連携を図る
- 加害児童に対し、二度と繰り返さないよう自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う
- 周囲の児童に対し、いじめを他人事ではなく自分たちの問題として捉えさせる

【児童への指導・支援】

- 被害児童・保護者の意向を十分尊重し、原則として関係児童・保護者が一堂に集まり、謝罪をする場をもつ

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒の（加害・被害）家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明、必要な連携を求める



【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する



【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察・児童相談所と連携して対処



【いじめの解消】まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの用件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人でなく組織（いじめ対策委員会）で行う